

第93回

定時株主総会招集ご通知

暮らしに、地球に、
快適な未来のために。

－ 空気と水のクリエイター



日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時



場所 名古屋市中区大須一丁目6番47号
当社5階会議室

目次

第93回定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	2
計算書類	13
監査報告	16
株主総会参考書類	19

本年より、株主総会にご来場株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

KAWASAKI SETSUBI KOGYO CO., LTD.

証券コード：1777

(証券コード1777)
2020年6月5日

株主各位

名古屋市中区大須一丁目6番47号
川崎設備工業株式会社
代表取締役社長 廣江勝志

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第93回定時株主総会を、下記により開催いたしますのでご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止が求められる状況下において、この事態を慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。その際には、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区大須一丁目6番47号
当社5階会議室
3. 目的事項
報告事項 第93期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 2. 計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kawasaki-sk.co.jp/investor/library/>）に掲載しており、本招集ご通知に添付の計算書類は、監査報告の作成に際して監査役および会計監査人が監査を行った計算書類の一部であります。
 3. 添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kawasaki-sk.co.jp/investor/library/>）に掲載することによりお知らせいたします。

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、全体としては緩やかな回復基調で推移したものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、世界経済は減速し、景気の先行き不透明感が高まりました。

建設業界におきましては、民間設備投資および公共投資とも一定水準を維持しておりましたが、人手不足や購入資材価格の上昇等に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により、先行き不透明な経営環境となりました。

このような状況のなかで、当社は、社会に貢献し夢のある会社の実現に向け、黒字安定経営の継続を目指し、受注目標の達成等の施策を推進してまいりました。その結果、受注高につきましては、228億77百万円（前期比10.2%減）となりました。工事種別では、一般ビル工事は病院工事や文化施設工事等の減少により、167億23百万円（前期比10.5%減）、産業施設工事は工場関連施設工事の減少により、43億23百万円（前期比15.4%減）、電気工事は、工場関連施設工事の増加により、18億29百万円（前期比8.1%増）となりました。セグメント別では、東部・中部は前事業年度より減少し、西部は前事業年度より増加しました。

完成工事高につきましては、231億23百万円（前期比4.2%減）となりました。工事種別では、一般ビル工事は、162億61百万円（前期比4.2%減）、産業施設工事は、工場関連施設工事の増加により、50億31百万円（前期比0.5%増）、電気工事は、工場関連施設工事の減少により、18億29百万円（前期比14.7%減）となりました。セグメント別では、東部・西部は前事業年度より減少し、中部は前事業年度より増加しました。

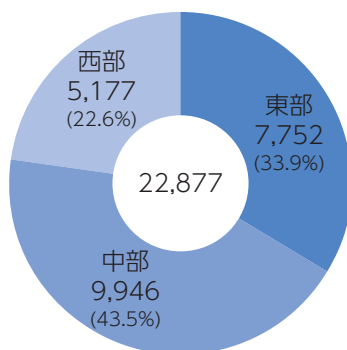
次期以降の繰越高は、181億35百万円（前期比1.3%減）となりました。

損益につきましては、経常利益は16億53百万円（前期比3.0%増）、当期純利益は11億38百万円（前期比3.4%増）となりました。

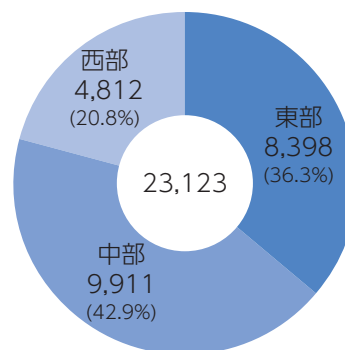
当期におけるセグメント別受注高・完成工事高・繰越高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期完成工事高	次期以降の繰越高
東 部	9,177	7,752	8,398	8,532
中 部	6,041	9,946	9,911	6,076
西 部	3,161	5,177	4,812	3,526
合 計	18,381	22,877	23,123	18,135



当期受注高



当期完成工事高

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資総額は1億8百万円であり、その主なものはリース資産の購入によるものであります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特に記載すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
特に記載すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大の影響等により、不透明な経営環境が続くことが予想されます。

このような状況ではありますが、当社は、

- ・事業基盤として「安全、品質、コンプライアンス」の徹底
- ・工事品質管理、工事原価管理の継続強化
- ・生き活きとした会社づくりと人的資源の強化

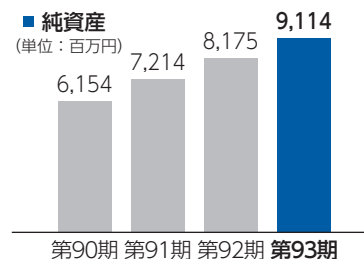
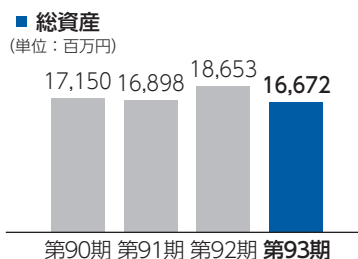
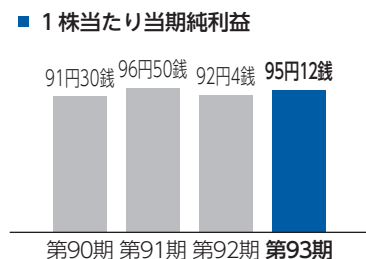
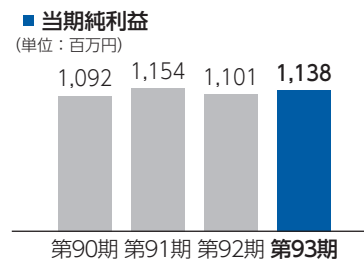
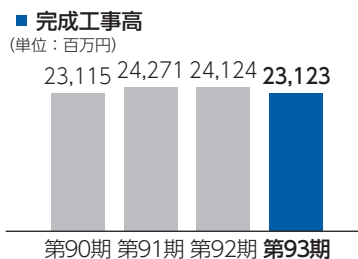
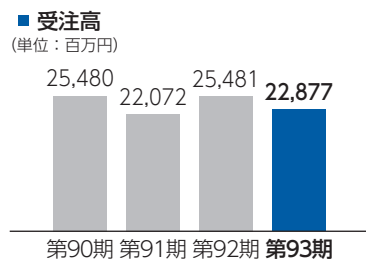
などの施策を講じ、社会に貢献し夢のある会社の実現に向け、黒字安定経営の継続を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 90 期 (2017年3月期)	第 91 期 (2018年3月期)	第 92 期 (2019年3月期)	第93期 (当期) (2020年3月期)
受 注 高 (百万円)	25,480	22,072	25,481	22,877
完 成 工 事 高 (百万円)	23,115	24,271	24,124	23,123
当 期 純 利 益 (百万円)	1,092	1,154	1,101	1,138
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	91円30銭	96円50銭	92円4 銭	95円12銭
総 資 産 (百万円)	17,150	16,898	18,653	16,672
純 資 産 (百万円)	6,154	7,214	8,175	9,114

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 第90期は、受注高、完成工事高とも増加しました。損益につきましては、利益率向上により経常利益は15億68百万円、当期純利益も10億92百万円と増益になりました。
- 第91期は、受注高は減少し、完成工事高は増加しました。損益につきましては、利益率の低下により経常利益は14億1百万円と減益になりましたが、当期純利益は11億54百万円と増益になりました。
- 第92期は、受注高は増加し、完成工事高は減少しました。損益につきましては、利益率向上により経常利益は16億4百万円と増加しましたが、当期純利益は11億1百万円と減益になりました。
- 第93期（当期）につきましては、前記の「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。



(10) 主要な事業内容

当社は建設業法により、国土交通大臣許可（特－１）第3183号をうけ、管工事業、電気工事業、消防施設工事業ならびにこれらに関連する事業を行っております。

(11) 主要な営業所

本店 名古屋市中区大須一丁目6番47号

支社・支店 東部支社（東京都渋谷区）・中部支社（名古屋市）・西部支社（大阪市）・岐阜支店・豊田支店・神戸支店・中国支店（広島市）・東関東支店（土浦市）

営業所 東北営業所（大和町）・新潟営業所・多摩営業所・千葉営業所・北陸営業所（金沢市）・信州営業所（松本市）・各務原営業所・静岡営業所（沼津市）・西三河営業所（刈谷市）・三重営業所（木曽岬町）・水島営業所（倉敷市）・四国営業所（丸亀市）・明石営業所・九州営業所（宮若市）

(12) 従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
期末員数	前期末比増減		
372名	8名増	44.6歳	15.5年

(13) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

株式会社関電工は当社の株式を5,994千株（議決権比率50.1%）保有しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先

金融機関からの借入金はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 35,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 12,000,000株 (自己株式 35,798株を含む) |
| (3) 株主数 | 625名 |
| (4) 大株主 (上位10位) | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 関 電 工	5,994千株	50.1%
川 崎 設 備 工 業 取 引 先 持 株 会	2,262	18.9
川 崎 設 備 工 業 従 業 員 持 株 会	596	5.0
川 崎 重 工 業 株 式 会 社	215	1.8
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	175	1.5
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	96	0.8
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	94	0.8
小 川 要 治	68	0.6
野 村 産 業 株 式 会 社	66	0.6
倉 形 直 之	62	0.5
前 地 隆 雄	62	0.5
荒 川 寿 彦	62	0.5

(注) 持株比率は、自己株式 (35,798株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣 江 勝 志	
常 務 取 締 役	川 崎 芳 輝	営業本部長
常 務 取 締 役	関 弘 行	社長付
取 締 役	番 清 彦	東部支社長
取 締 役	高 橋 克 尚	株式会社関電工執行役員名古屋支店長
取 締 役	古 川 隆	川重岐阜エンジニアリング株式会社顧問
常 勤 監 査 役	栗 津 俊 郎	
監 査 役	山 路 正 雄	弁護士
監 査 役	松 下 友 輝	
監 査 役	黒 柳 良 子	弁護士

- (注) 1. 取締役古川隆氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役山路正雄氏、松下友輝氏および黒柳良子氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役古川隆氏ならびに監査役山路正雄氏、松下友輝氏および黒柳良子氏につきまして、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 荒木佳昭氏は、2019年6月27日に開催の第92回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
 5. 吉野日出夫氏は、2019年6月27日に開催の第92回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。
 6. 松下友輝氏は、2020年4月27日付で逝去により監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役高橋克尚氏および古川隆氏ならびに監査役山路正雄氏、松下友輝氏および黒柳良子氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となっております。

(3) 当事業年度に係る役員の報酬等の額

取締役	89百万円（6名）
監査役	15百万円（5名）
うち社外役員	4百万円
	（社外取締役 1名、社外監査役 3名）

- (注) 1. 上記の取締役および監査役の支給人員には、2019年6月27日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
 2. 当事業年度末現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であります。上記支給員数には、無報酬の取締役1名は除いております。

(4) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
取締役古川隆氏の兼職先である川重岐阜エンジニアリング株式会社と当社との間に重要な取引等の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役 古川隆
取締役会への出席率は100%であり、社外取締役として報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
 - ・監査役 山路正雄
取締役会への出席率は100%、また監査役会への出席率は100%であり、主に弁護士としての専門的立場から意見を述べております。
 - ・監査役 松下友輝
取締役会への出席率は100%、また監査役会への出席率は100%であり、社外監査役として報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
 - ・監査役 黒柳良子
取締役会への出席率は100%、また監査役会への出席率は100%であり、主に弁護士としての専門的立場から意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 当社の会計監査人としての報酬等の額 | 19百万円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した内容は、次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、川崎設備工業企業倫理規則に定める企業倫理基本理念を遵守し行動する。
- ② 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行について、法令・定款への適合性を含む監督を行う。
- ③ 監査役は、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役の職務執行の法令・定款への適合性を含む監査を行う。
- ④ 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス施策の審議決定・監視を通じて、取締役・使用人による企業倫理基本理念の遵守の浸透を図る。
- ⑤ コンプライアンス報告・相談制度を通じて、コンプライアンス違反またはそのおそれがあった場合には早期発見できる体制を整備する。
- ⑥ 内部統制室は、コンプライアンス実施状況につき内部監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程・文書保存基準に基づき、適切に整理・保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要案件ごとに、取締役会・経営会議での審議ないし決裁手続きの過程において、想定されるリスク判断を含めた検討を行う。
- ② 営業管理規程・資金業務規程等各部門における損失リスクの管理についての規程に基づき、損失の早期把握、発生の予防を図る。

- ③ 不測の事態が発生した場合は、社長直轄の対策本部を設置し、迅速に対応することにより、損失の拡大を防止する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営計画により全社的目標を策定し、各部門はこれに沿って重点課題・具体的施策を設定し推進する。
- ② 業務分掌規程・職務権限取扱規程等により、部門ごとおよび役職階層ごとに職務と権限を適正に配分し、効率的な業務執行を図る。

(5) 当社とその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と親会社との取引については、取引の公正性および合理性を確保しつつ、適切に行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が必要とする場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。当該使用人に対する指揮命令権限は、当該業務の範囲内において監査役に属するものとし、また当該使用人の任命・異動・評価・懲戒は監査役の同意を得て行う。

(7) 取締役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- ② 監査役は、必要に応じて当社の取締役および使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、報告を求められた者は、速やかに適切な報告を行う。
- ③ 取締役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見または知った場合、直ちに当社の監査役に報告を行う。
- ④ 当社が、上記③により監査役へ報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、それが職務執行に必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を支弁する。
- ② 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い会計監査人との連携を図る。また、監査役は内部統制室から内部監査結果の報告を受ける等内部統制室との連携を図る。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- (1) コンプライアンス意識の向上・浸透および不正行為の未然防止を図るために、役員・使用人を対象にしたコンプライアンス教育・研修を実施しました。なお、社内外の相談窓口の運用によりコンプライアンスの実効性確保を図っております。
- (2) 重大なリスクの管理につきましては、リスクの洗い出し・評価・対策・チェック体制を整備するとともに、役員・幹部社員間で認識を共有し、リスク管理の強化に努めました。
- (3) 監査役は、年度監査計画を策定し、取締役会・経営会議等の重要な会議への出席、取締役等からの事業の報告、代表取締役・会計監査人・内部統制室との情報交換などにより、取締役の職務執行全般につき実効性のある監査を実施しました。
- (4) 財務報告にかかる内部統制につきましては、整備・運用・評価の体制を構築しており、これに基づき年度計画を策定し、評価を実施しました。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,322,961	流動負債	6,356,880
現金預金	1,285,378	支払手形	133,045
受取手形	668,367	電子記録債権	1,109,815
電子記録債権	2,056,124	工事未払金	2,942,504
完成工事未収入金	7,573,761	リース債権	81,709
未成工事支出金	361,649	未払金	30,127
前払費用	17,813	未払費用	214,810
立替金	89,687	未払法人税等	340,160
その他の金	380,179	未成工事入金	727,781
貸倒引当金	△110,000	預り金	108,993
固定資産	4,349,243	賞与引当金	546,542
有形固定資産	3,310,581	完成工事補償引当金	37,908
建物・構築物	1,612,819	工事損失引当金	83,482
機械装置	3,110	固定負債	1,200,725
車両運搬具	5,012	リース債務	127,467
工具器具・備品	20,764	退職給付引当金	1,056,864
土地	1,620,861	その他の	16,393
リース資産	48,012	負債合計	7,557,605
無形固定資産	149,175	(純資産の部)	
借地権	1,750	株主資本	9,097,758
リース資産	140,999	資本金	1,581,000
その他の	6,426	資本剰余金	395,250
投資その他の資産	889,486	資本準備金	395,250
投資有価証券	161,037	利益剰余金	7,129,397
出資	5,567	その他利益剰余金	7,129,397
繰延税金資産	574,497	繰越利益剰余金	7,129,397
会員の権	93,954	自己株式	△7,888
その他の	81,768	評価・換算差額等	16,840
貸倒引当金	△27,338	その他有価証券評価差額金	16,840
資産合計	16,672,205	純資産合計	9,114,599
		負債純資産合計	16,672,205

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
完 成 工 事 高	23,123,136
完 成 工 事 原 価	19,584,057
完 成 工 事 総 利 益	3,539,079
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,920,343
営 業 利 益	1,618,735
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 配 当 金	5,665
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10,999
不 動 産 賃 貸 料	43,812
固 定 資 産 売 却 益	22,083
そ の 他	5,025
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	467
投 資 有 価 証 券 評 価 損	8,953
不 動 産 賃 貸 費 用	20,498
株 式 管 理 費 用	5,433
固 定 資 産 売 却 損	9,512
固 定 資 産 処 分 損	5,996
そ の 他	1,877
経 常 利 益	52,739
税 引 前 当 期 純 利 益	1,653,583
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	530,346
法 人 税 等 調 整 額	△14,833
当 期 純 利 益	1,138,070

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,581,000	395,250	395,250	6,170,789	6,170,789
当期変動額					
剰余金の配当				△179,463	△179,463
当期純利益				1,138,070	1,138,070
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	－	958,607	958,607
当期末残高	1,581,000	395,250	395,250	7,129,397	7,129,397

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△7,888	8,139,150	36,497	36,497	8,175,648
当期変動額					
剰余金の配当		△179,463			△179,463
当期純利益		1,138,070			1,138,070
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			△19,657	△19,657	△19,657
当期変動額合計	－	958,607	△19,657	△19,657	938,950
当期末残高	△7,888	9,097,758	16,840	16,840	9,114,599

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

川崎設備工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中基博 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葛西秀彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎設備工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

川崎設備工業株式会社 監査役会
 常勤監査役 粟津俊郎 ㊟
 監査役(社外監査役) 山路正雄 ㊟
 監査役(社外監査役) 黒柳良子 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開および内部留保等を勘案し、普通配当は1株につき5円とさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円
総額 59,821,010円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年6月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ひろ え かつ し 廣江勝志 (1960年8月6日生) 再任	2007年12月 当社大阪支店長 2010年4月 当社執行役員大阪支店長 2012年6月 当社常務取締役営業本部長 2014年6月 当社専務取締役営業本部長 2016年6月 当社代表取締役社長(現任)	43,600株
(取締役候補者とした理由) 廣江勝志氏は、当社代表取締役に就任以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し取締役としての職責を果たしております。今後におきましても豊富な経験と見識等が当社の経営に寄与するものと判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	川崎芳輝 (1956年1月28日生) 再任	2008年9月 川崎重工業株式会社中部支社副支社長 2009年11月 同社中部支社長 2012年4月 同社理事中部支社長 2016年4月 当社執行役員社長付 2016年6月 当社常務取締役営業本部長（現任）	10,000株
(取締役候補者とした理由) 川崎芳輝氏は、当社取締役就任以来、営業本部長として豊富な経験と見識等を発揮し当社の営業強化に努めております。今後におきましても当社の経営に寄与するものと判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。			
3	関弘行 (1957年3月28日生) 再任	2013年7月 株式会社関電工常務執行役員中央支店長 2015年1月 同社上席執行役員東京営業本部副本部長 2015年7月 株式会社関工ファシリティーズ 取締役社長 2017年7月 同社取締役会長 2019年6月 当社常務取締役（現任）	0株
(取締役候補者とした理由) 関弘行氏は、株式会社関電工において、中央支店長、東京営業本部副本部長等の要職を歴任し、施工のみならず営業においても豊かな経験を有しております。加えて、株式会社関工ファシリティーズの経営者として培った高い見識を活かして当社の経営基盤の強化に寄与するものと判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	番清彦 (1959年5月11日生) 再任	2010年4月 当社豊田支店長 2011年4月 当社執行役員豊田支店長 2012年7月 当社執行役員大阪支店長 2016年7月 当社上席執行役員西部支社長 2017年6月 当社取締役東部支社長（現任）	38,400株
(取締役候補者とした理由) 番清彦氏は、当社取締役に就任して以来、東部支社長として豊富な経験と見識等を発揮し東部地区を中心とした当社の営業拡大に努めております。今後におきましても当社の経営に寄与するものと判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	ふる かわ たかし 古川 隆 (1957年3月1日生) <input type="text" value="社外取締役候補者"/> <input type="text" value="独立役員"/> <input type="text" value="再任"/>	2013年4月 川崎重工業株式会社 航空宇宙カンパニー-QM推進本部長 2015年6月 川重岐阜サービス株式会社 代表取締役社長 (2017年6月退任) 2017年6月 川重岐阜エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 2018年6月 当社取締役 (現任) 2019年6月 川重岐阜エンジニアリング株式会社 顧問 (現任)	0株
(社外取締役候補者とした理由) 古川隆氏は、川重岐阜サービス株式会社および川重岐阜エンジニアリング株式会社で代表取締役社長を歴任しており、当社取締役に就任以来、経営者としての豊富な経験と高い見識等を発揮し当社の経営に対する的確な助言、監督に努めております。今後におきましても当社の経営に寄与するものと判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。			
6	くろ やなぎ りょう こ 黒柳 良子 (1987年7月5日生) <input type="text" value="社外取締役候補者"/> <input type="text" value="独立役員"/> <input type="text" value="新任"/>	2015年12月 弁護士登録 (愛知県弁護士会) 弁護士法人中京法律事務所入所 (現任) 2019年6月 当社監査役 (現任)	0株
(社外取締役候補者とした理由) 黒柳良子氏は、弁護士として企業法務に関する高度な見識を有しております。また取締役会のダイバーシティー確保等の観点から、当社の取締役会の機能強化に期待が持てる人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古川隆氏および黒柳良子氏は、社外取締役候補者であります。なお、古川隆氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、黒柳良子氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は、古川隆氏および黒柳良子氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。本議案をご承認いただいた場合は、引き続き独立役員となる予定です。
4. 古川隆氏は、2015年6月まで川崎重工業株式会社の業務執行者でありました。同社は、当社の主要な取引先として会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。
5. 黒柳良子氏は、弁護士としての専門的で豊富な経験を経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
6. 当社は、黒柳良子氏との間で、社外監査役として会社法第423条第1項の賠償責任につき、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏が社外取締役に選任された場合には同氏との間で、社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。なお、古川隆氏とは既に同様の責任限定契約を締結しており、本議案をご承認いただいた場合は、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役松下友輝氏は2020年4月27日付で逝去により退任されました。また、監査役黒柳良子氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	あらいよしお 新井良雄 (1955年6月15日生) 社外監査役候補者 独立役員 新任	2007年7月 川重商事株式会社理事東京本部副本部長 2010年6月 同社取締役大阪本部長 2015年6月 同社常務取締役東日本本部長 2016年4月 同社常務取締役営業統括 2018年7月 同社嘱託（現任）	0株
	(社外監査役候補者とした理由) 新井良雄氏は、企業経営における豊富な経験と知識を有しており、その見識を経営全般の監査に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。		
2	しいのともりの 椎野友教 (1976年12月13日生) 社外監査役候補者 独立役員 新任	2005年12月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所 2011年11月 公認会計士登録 2018年1月 桜橋監査法人入所 2019年4月 同監査法人パートナー（現任）	0株
	(社外監査役候補者とした理由) 椎野友教氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務および会計に関する専門的な見識を有していることから、社外監査役としての職務を遂行できるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 新井良雄氏および椎野友教氏は、社外監査役候補者であります。また、本議案をご承認いただいた場合、当社は新井良雄氏および椎野友教氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出る予定であります。
3. 椎野友教氏は、公認会計士としての専門的で豊富な経験を監査業務に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであり、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
4. 本議案をご承認いただいた場合、当社は、新井良雄氏および椎野友教氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠いた場合においても監査業務の継続性を維持するため、監査役栗津俊郎氏の補欠監査役として1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
とばりの 戸張登 (1957年7月29日生)	2008年7月 株式会社関電工業務革新推進室長 2010年7月 当社常勤監査役 2013年7月 株式会社関電工内部統制室長 2015年7月 同社監査役室長 2017年7月 同社南関東・東海営業本部副本部長（現任）	0株
(補欠監査役候補者とした理由) 戸張登氏は、株式会社関電工の管理・企画部門に長年在籍し、内部統制室長・監査役室長等の要職を歴任し、幅広い知識・経験を有しております。加えて、同氏は、2010年から3年間当社の常勤監査役に就任していることを踏まえて、補欠監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者は補欠監査役候補者であります。
 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

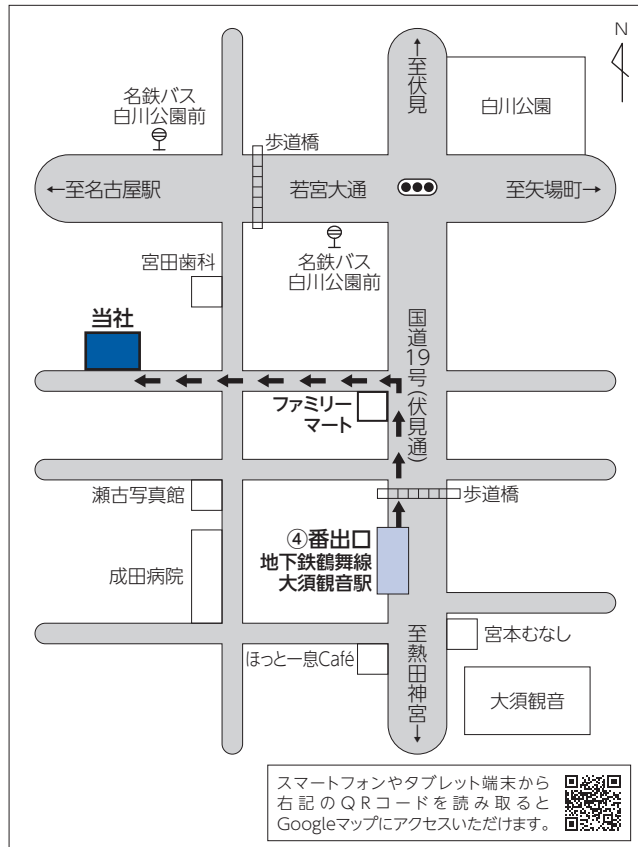
以上

定時株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市中区大須一丁目6番47号

当社 5階会議室

電話 (052) 221-7700



株主総会会場へは地下鉄鶴舞線「大須観音」駅
④番出口より徒歩約3分です。

(注) お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申
しあげます。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用
しています。



環境に配慮した
「植物油インキ」を
使用しています。

